

茨木市待機児童解消保育所等整備計画

(平成 27～29 年度)

平成 27 年 10 月

茨 木 市

も く じ

1 計画策定の趣旨等

- (1) 計画作成の背景及び趣旨
- (2) 保育提供区域
- (3) 計画の目標及び期間

2 本市の状況

これまでの取組と待機児童数の推移

- (1) 平成 24～26 年度 保育の受け皿確保に向けた取組及び確保数
- (2) 平成 27 年度 保育の受け皿確保に向けた取組及び確保数

3 待機児童解消施策

- (1) 待機児童解消に向けた課題
- (2) 整備方針と施設整備の見直し

4 施設整備計画

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画作成の背景及び趣旨

本市では、保育所入所待機児童の解消を図ることを目的として、平成 24 年 8 月に「茨木市待機児童解消方針」を策定、平成 25 年 7 月に改訂し、認可保育所の整備をはじめ、待機児童保育室の設置や小規模保育運営支援事業の拡充など、待機児童の解消に努めてきました。

しかし、保育需要の高まるなか、待機児童が依然として発生していることから、本計画は「子育てにやさしいまちづくり」の実現に向け、保育需要や保護者のニーズに対応した適正なサービス量を確保し、早期の待機児童解消を目指すため「茨木市次世代育成支援行動計画（第 3 期）」における子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）と調和をはかりつつ、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 に位置付けられる市町村整備計画として作成するものです。

(2) 保育提供区域

この計画における保育提供区域については、事業計画の「教育・保育提供区域」とします。

(3) 計画の目標及び期間

この計画は、早期の待機児童解消を目指すため、「待機児童解消加速化プラン」の取組加速期間である平成 27 年度から平成 29 年度までの計画とします。

なお、保育需要、社会経済の変化や各年 4 月における待機児童の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

2 本市の状況

これまでの取組と待機児童数の推移

本市の待機児童については、これまで、認可保育所等の整備をはじめ、様々な施策を実施し、平成 24～26 年度において 641 人分の保育の受け皿を確保してきたことから、年々減少してまいりましたが、新たな整備等に伴う潜在的な保育ニーズの喚起などにより、依然として発生しています（表 1）。

平成 27 年度については 186 人分の受け皿を新たに確保し、待機児童の解消を目指しましたが、保育所等利用待機児童の定義の改正等※1 もあり、待機児童数は昨年度より 82 人増加し、186 人となりました。

※1 待機児童の定義（主な改正点）

- ・保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めること。

(1) 平成 24～26 年度 保育の受け皿確保に向けた取組及び確保数

実施事業	受け皿確保数	
①認可保育所整備等	411 人分	
②認可外保育施設運営支援事業	120 人分	
③待機児童保育室の設置	110 人分	合計 641 人分

(2) 平成 27 年度 保育の受け皿確保に向けた取組及び確保数

実施事業	受け皿確保数	
①認可保育所整備等	110 人分	
②小規模保育事業所の新設	71 人分	
③事業所内保育事業所の新設	5 人分	合計：186 人分

(内訳)

平成 26 年度整備 (平成27年度～)	<p>(2)-① いぶきの丘学園(90 人)【新設】</p> <p>(2)-① 認定こども園 中穂積敬愛保育園(10 人)【定員増】</p> <p>(2)-① 認定こども園 こどもの園敬愛保育園(10 人)【定員増】</p> <p>(2)-② 小規模保育事業所・4 ヵ所 (合計:71 人)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たんぼぼアミーゴ保育園(19 人) ・けいあいレンビに上中条(15 人) ・ポッポ保育園 下穂積校(18 人) ・すまいる ひだまり保育園(19 人) <p>(2)-③ 事業所内保育事業所 (5 人)【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨木医誠会病院 ひまわり保育園 <p style="text-align: right;">合計：186 人分</p>
-------------------------	---

<表 1> 待機児童数の推移 (各年度 4 月 1 日現在)

支給認定区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
3号認定子ども(0歳児)	12 人	4 人	7 人	0 人(0)
3号認定子ども(1・2 歳児)	101 人	101 人	77 人	153 人(83)
2号認定子ども(3～5 歳児)	47 人	21 人	20 人	33 人(14)
合 計	160 人	126 人	104 人	186 人(97)

※ () 内は前年度の定義による人数

3 待機児童解消施策

(1) 待機児童解消に向けた課題

平成 27 年 4 月における待機児童について検証したところ、課題である 1・2 歳児の待機児童解消に必要な受け皿を確保するため、小規模保育事業所を新たに 4ヶ所整備（71 人分）するなど、重点的に整備を行なったことから 0 歳児については確保することができましたが、1・2 歳児において 138 人分、3～5 歳児において 11 人分、合計 149 人分の受け皿が不足することになりました。

また、平成 28 年度以降の需給状況について推測したところ、事業計画どおり確保方策の施設整備を進めても、平成 28 年 4 月の 1・2 歳児において 22 人分の受け皿が不足する見込みであることが分かりました（表 2）。

＜表 2＞待機児童解消に向けた需給状況（見込み）

支給認定区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
3号認定子ども(0歳児)	2 人	38 人	53 人	95 人
3号認定子ども(1・2 歳児)	▲68 人	▲138 人	▲22 人	113 人
2号認定子ども(3～5 歳児)	▲16 人	▲11 人	16 人	299 人

(2) 整備方針と施設整備の見直し

平成 29 年 4 月における待機児童解消に必要な保育の受け皿については、現状の確保方策を確実に推進することにより確保できる見込みです。

しかしながら、待機児童の解消は本市の喫緊の課題であり、より早期解消が急務であることから、前述の課題を解消するため、事業計画における確保方策の施設整備を下記のとおり見直すことにより、平成 28 年 4 月における待機児童解消に必要な保育の受け皿を確保します（表 3）。

■小規模保育事業所の新設

平成 28 年 4 月において、1・2 歳児の受け皿不足が見込まれることから、0－2 歳児を対象とした小規模保育事業所を新たに 3ヶ所設置します。

○小規模保育事業所(追加事業・3ヵ所・57 人) 19 人×3ヵ所

【参考】幼保連携型認定こども園の規模の変更

3～5 歳児の受け皿については、確保できる見込みであることから、平成 29 年 4 月に開設する予定の幼保連携型認定こども園の整備については、規模を 160 人から 80 人に変更します。

<表3>待機児童解消に向けた需給状況（見込み）【見直し後】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
3号認定子ども(0歳児)	38人	62人(+9)	97人(+2)	102人(+2)
3号認定子ども(1.2歳児)	▲138人	26人(+48)	128人(+15)	166人(+15)
2号認定子ども(3.4.5歳児)	▲11人	16人(-)	255人(-44)	397人(-44)

4 施設整備計画

■施設整備計画の内容

平成27年度整備 (平成28年度～)	①認定こども園 中穂積敬愛保育園(増築・30人定員増) 西ブロック ②小規模保育事業所(仮称)保育園 さわいけキッズ(新設・19人) 西ブロック ③小規模保育事業所・3カ所(新設・57人) 19人×3カ所 ・中央 or 西、南、北ブロック 合計:106人分
平成28年度整備 (平成29年度～) ※平成27年度継続事業	①(仮称)認定こども園 あいの三島保育園(建替・30人定員増) 東ブロック ②水尾保育園(建替・30人定員増) 南ブロック ③幼保連携型認定こども園(新設・80人)(規模変更 160人⇒80人) 西ブロック ④認定こども園 庄保育園(建替・40人定員増) 中央ブロック(※) ⑤認定こども園 たんぽぽ中条学園(建替・30人定員増) 中央ブロック(※) ⑥認定こども園 郡山敬愛保育園(建替・30人定員増) 北ブロック(※) ⑦市立幼稚園の認定こども園化・5園(120人)8人×3クラス×5園 ・各ブロックに1ヶ所 合計:360人分
平成29年度整備 (平成30年度～)	①既存保育園の建替・2カ所(60人定員増) 30人×2園 合計:60人分

○保育所及び幼保連携型認定こども園の整備事業に要する費用の額（概算）

平成27年度整備分	120,000千円
平成28年度整備分	3,100,000千円
平成29年度整備分	1,000,000千円